

令和6年第2回八雲町議会臨時会会議録

令和6年3月26日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 令和5年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
日程第 4 議案第 2 号 令和6年度八雲町一般会計補正予算(第2号)
日程第 5 議案第 3 号 令和6年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算
(第1号)

○出席議員(14名)

1番	赤井睦美君	2番	佐藤智子君
3番	横田喜世志君	4番	大久保建一君
5番	関口正博君	6番	宮本雅晴君
7番	倉地清子君	8番	三澤公雄君
9番	牧野仁君	10番	安藤辰行君
11番	斎藤實君	12番	能登谷正人君
副議長	13番 黒島竹満君	議長	14番 千葉隆君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	成 田 耕 治 君
総務課長 併選挙管理委員会事務局長	竹 内 友 身 君	財 務 課 長	川 崎 芳 則 君
保健福祉課長	戸 田 淳 君	建 設 課 長 兼公園緑地推進室長	藤 田 好 彦 君
環境水道課長	横 田 盛 二 君	商工観光労政課長	井 口 貴 光 君
教 育 長	土 井 寿 彦 君	学 校 教 育 課 長 兼給食センター所長	三 坂 亮 司 君
体 育 課 長	伊 藤 勝 君	社 会 教 育 課 長 兼 図 書 館 長 兼郷土資料館長	佐 藤 真 理 子 君
監 査 委 員	千 田 浩 文 君	総 合 病 院 庶 務 課 長	長 谷 川 信 義 君
総合病院事務長	竹 内 伸 大 君	総 合 病 院 地 域 医 療 連 携 課 長 兼総合病院庶務課参事	佐々木 裕 一 君
総合病院医事課長	加 藤 貴 久 君		
消 防 長	堤 口 信 君		

○出席事務局職員

事 務 局 長	三 澤 聡 君	併議会事務局次長	成 田 真 介 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	菊 地 恵 梨 花 君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○議長（千葉 隆君） おはようございます。

本日をもって、第2回臨時会が招集されました。出席、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和6年3月26日招集、八雲町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、関口正博君と能登谷正人君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（千葉 隆君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（三澤 聡君） おはようございます。

ご報告いたします。本臨時会に対し、町長から提出された案件は、既に配付しております議案3件でございます。

これら議案等説明のため、町長、監査委員及び、あらかじめ委任又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上でございます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第3、議案第1号 令和5年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） おはようございます。

議案第1号、令和5年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について、ご

説明いたします。

概要書 1 ページをお願いいたします。

本件は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止される八雲町農業集落排水事業特別会計の打ち切り決算において、歳入が歳出に不足する決算となる見込みであり、その不足額を一般会計からの一時借入金で措置するため、一時借入金の借入れの最高額を定めようとするものであります。

不足額が生じる要因は、補助金 4,798 万 8 千円が 3 月中での歳入見込みとしておりましたが、国からの補助金交付が 4 月となる旨が確定されたため、歳入が歳出に不足する決算となる見込みとなったものであります。

議案書 1 ページをお願いいたします。

第 1 条、一時借入金は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定により一時借入金の借入の最高額を 3,000 万円と定めるものであります。

以上、議案第 1 号、令和 5 年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより、ただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 4 議案第 2 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 4、議案第 2 号、財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） おはようございます。

議案第 2 号、令和 6 年度八雲町一般会計補正予算第 2 号について、ご説明いたします。

議案書 2 ページをお願いいたします。このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 1,250 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の

総額を 165 億 3,550 万 4 千円にしようとするものであります。

先の令和 6 年第 1 回定例会により、提案いたしました補正予算第 1 号の否決を受け、本年 4 月 1 日以降、施設等の維持管理経費等が発生するため、改めて予算を追加しようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書 8 ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目高齢者福祉費 121 万 6 千円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金であり、詳細については当特別会計の補正予算議案により、ご説明いたします。

7 款、1 項商工費、3 目観光開発費 1,128 万 8 千円の追加は、現鉛川観光施設浄水・温泉設備及び泉源等について、令和 6 年 4 月以降、引き続き町が所有し、維持管理するため、10 節需用費から 12 節委託料まで、施設設備等の電気使用料、修繕料、排水汚泥処理手数料、泉源等管理業務、及び浄水設備保守点検業務などの維持管理費 1,108 万 5 千円を追加しようとするものであります。

また、鉛川レクリエーションセンター老朽化対策改修事業の中止により、これまで事業者が負担した地質調査などの改修事業関係費用として、21 節に損失補償費 20 万 3 千円を追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、1,250 万 4 千円の追加であります。

続いて歳入であります。

議案書 6 ページをお願いいたします。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入 120 万円の追加は、鉛川レクリエーションセンター貸付料の計上であります。

20 款、1 項、1 目繰越金 1,007 万 7 千円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

21 款諸収入、5 項、7 目雑入 122 万 7 千円の追加は、鉛川観光施設水道及び温泉供給による雑入の計上であります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の 1,250 万 4 千円の追加であります。

以上で、議案第 2 号令和 6 年度八雲町一般会計補正予算第 2 号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3 番（横田喜世志君） 歳出の役務費のところですか。排水汚泥処理手数料、これが 172 万 8 千円となっています。以前からのところ、調べたところ、予算ベースでですね、調べたところ、2 年度から 5 年度まで 50 数万円で推移してきました。なぜ、今年の予算だけ、この金額になったのか教えていただくことと、需用費の電気使用量 521 万 2 千円となって

います。これはどのような契約になっているのか、支払いはどう行っているのか教えていただきたい。それと、水道温泉の使用料についても令和6年3月31日で契約が終了いたします。どのような契約をしようとしているのか伺いたいと思います。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まず一点目の歳出の役務費の関係ですが、排水汚泥処理手数料の件ということであります。それで過去5年間の状況をお話ししていただきましたが、昨年とちょっと比較させていただきますが、昨年から比べますと120万7千円増という状況になっております。この処理手数料の内容ですが、お風呂のですね、排水、要はお湯を流すほうですね、捨てるほう、排水の管のスケール除去の手数料となります。

それで、これまではですね、スケールの状況がさほど酷くなかったということで、年2回のスケール除去の手数料を計上してきておりましたけれども、これまでもご説明したとおりですね、スケールの付着状況が著しいと、こういった状況にあることから、令和6年度に関しては、この回数を2回から6回に増やしまして、予算を計上したところでございます。

それで、この除去をしなければですね、お湯が排水が上手く流れなくて、逆流をしてしまうと、こういう状況になる可能性が非常に高くあるということでありますので、このスケール除去の回数を増やして対応してまいりたいと、こういう考えでございます。

そして二点目の電気使用量、10節需用費の電気使用量の関係ですが、こちらについては機械室です。要は浄水設備と温泉設備、これを動かす動力に係る機械室の電気料ということで計上をしてございます。これについては電気事業者との契約に基づいて町が電気事業者に対してお支払いをするという契約になってございます。

三点目の歳入の部分ですけれども、21款、5節温泉雑入に関してですが、これについてはですね、水道の部分と温泉の部分の使用料ということで計上してございます。それで現在、相手方と契約している内容であります。水道に関しては月額料金3万8,700円、温泉に関しては月額料金6万3,600円ということで、こちらについては契約を締結して料金を納付していただいているという状況でございます。

契約については、この3月31日でこの契約が満了となるということでございます。それでこの鉛川レクリエーションセンターの賃貸借契約の延長に伴ってこちらの契約も同様に同様の期間でまずは更新をすると、こういった考え方で現在いるところであります。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 水道温泉使用料についてですけれども、17年の覚書に宿泊施設に使用する場合に使用料を納入するとなっています。令和3年の、この水道の契約では、鉛川レクリエーションセンターも含むとなっています。いつの契約から鉛川レクリエーションセンターを含んでの契約になっているか教えていただきたいと思います。

それと今、水道もそうですけれども、レクの延長契約と一緒に契約期間とするというこ

とですけれども、賃貸契約を継続することで、不具合箇所の修繕が必要となります。本来であれば、6年の3月31日で契約が切れるのを延長することによって、負うべきではない修繕を負うことになるのではないのでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 水道と温泉の契約に関してですが、レクリエーションセンターがいつの時点から含まれているのかというご質問でしたが、それについてはちょっと今現在、資料がないんですが、内容としてはですね、今の契約とその前の契約、現在の契約ではですね、レクリエーションセンター含むとなっていますが、平成17年の契約においてもですね、レクリエーションセンターを含むということで今現在、確認できたので、そういうふうにご答弁申し上げたいと思います。

それから二点目の賃貸借契約、これをまた延長することによって新たな修繕が発生しないかということに関してであります。これについては前回3月21日に開催された全員協議会でも資料提出してご説明しているとおりでございます。契約を延長することによって、新たに発生した修繕に関しては相手方との協議によって、町は負担しないと、そういうことで全員協議会のほうではご報告申し上げておりますので、全協でご説明したとおりでございます。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） そこで出されたのが町有財産定期建物賃貸借契約の一部変更契約というものが出されております。その中でね、俗に、ここでは2条となっていますが、現契約書、第13条に次の2項を加える、甲が実施する修繕は令和3年3月31日までに甲乙双方が把握していたものを対象とする。ここです。以前の話の中でも修理箇所が確定していないという説明がございましたね。それを期間を延長し、現場は今見れないから5月末くらいに現場を見ながら確定するという内容ですね。それなのに双方が把握しているものを3年3月31日までという表現で、これはいいんですか。契約書でこういう表現があり得るのでしょうか。これでいけば双方が、3年3月31日には双方把握しているって話ですよ。以前の説明では雪が溶けたらそこを確認するというような話でしたよね、その辺の話は話として、ここでこの契約書の文書で表されているとお思いですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただいまのご質問ですが、鉛川レクリエーションセンターの修繕箇所の把握ということでのご質問ですが、これも3月21日に開催した全員協議会で皆様に修繕箇所の一覧表をお配りしてございます。その際の説明で、把握はしておりますけれども、現地詳細の確認はまだ取れていない箇所があると。ですので、そこについては雪が溶けてからでなければ確認できませんと、そういったご説明をさせていただいたところでございますので、そのようにご理解をしていただきたいと思います。

- 議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。
- 2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。
- 議長（千葉 隆君） 佐藤さん。
- 2番（佐藤智子君） これまで補正予算ってものに対して。
- 議長（千葉 隆君） 佐藤さん、起立お願いいたします。
- 2番（佐藤智子君） すみません、概要で示されています歳入のほうですけれども、これまではこうした具体的な建物貸付料 120 万、町営温泉雑入 122 万 7 千円という具体的な金額ってものを今まで記されていた覚えがないんですが、今回こういうかたちで出してきた理由は何ですか。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。
- 議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 今回の補正予算で、歳入のほうでお示しておりますが、これまでも一般会計の予算の中で各年度同じ款項目で計上しております。それで1年の予算書となると結構厚い予算書ですので、なかなか詳細まで確認できないと思いますが、今回はたまたま補正予算ということで、ここの施設に限った補正予算ということで、目にお付きなのかなというふうにあります。予算自体は毎年、計上しているところであります。
- 2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。
- 議長（千葉 隆君） 佐藤さん。
- 2番（佐藤智子君） これは補正予算だから、これから入ってくる金額ということで間違いないですか。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。
- 議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 令和6年度の予算ということでの補正計上でございますので、1年分ということを見込んでの計上でございます。
- 2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。
- 議長（千葉 隆君） 佐藤さん。
- 2番（佐藤智子君） 先ほどですね、これまで配水管のスケール除去を年2回に限っていた。それを年6回にも増やすっていうのはちょっと異常じゃないかと思うんですけども、ここまで増やす必要が本当にあるんでしょうか。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。
- 議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） スケール除去の回数のご質問ですが、先ほど私が答弁したのは、昨年2回との答弁をさせていただきましたが、実際は状況があまり良くなくて、2回以上除去しなければ排水がされなくて逆流してしまう状況にあると。これがスケール除去回数を増やさなければ温泉入浴している際にですね、入浴者に対して影響が出るといったことから、6回を予定して予算計上しております。ただこの6回に関しては、6

回すべてやるのかについては詰まり具合、スケールの状況によるので、多くて6回という見込みで予算計上していますが、これについては状況を見ながら6回行くのか5回で留まるのかって状況になると思うので、あくまでも6回の見込みということでの予算計上ということで、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○13 番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（千葉 隆君） 黒島さん。

○13 番（黒島竹満君） ちょっとお尋ねしたいと思いますが、先ほど横田議員が話されたですね、電気の関係ですけれども、この電気の何キロ、今使用されているのか、キロ数、多分契約していると思うんですよ。その契約に、アンペアなのかキロ数なのか、動力だから多、分動力だと思うんですよ。そのキロ数は何キロで契約されているのか、それによってかなりやっぱり金額も変わるし、そういった部分を教えていただくと、それからもう一点はですね、排水の汚泥、これ浄化槽の汚泥とは違うんですか。これ表のほうの配水管なのか、中の配水管なのか、そして中のほうの配水管であれば、太さ、どれくらいの太さを使っているのか、表であればどれくらい、それは全部、おぼこで管理している部分ですよ。汚泥の処理だとかそんなもの。その辺ちょっと教えてください。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まず電気料金であります、契約の内容についてはですね、現在把握していませんのでお答えすることができないんですが、動力関係でありますので、一般家庭であれば100ボルト、動力になると200ボルトということで、主に200ボルトが動力として使用しているということでご理解をしていただきたいと思います。

それから浄化槽の太さであります、配水管の太さということによろしいですか。この配水管の太さについてであります、大変申し訳ないんですが、今そういう詳細の資料が手元にございませんで、どれくらいの太さというのはお答えできないのですが、あと状況については、内風呂から排水する管、それから露天風呂から排水する管、それと温泉を内風呂に溜めておりますが、かけ流しになっていきますので、オーバーフローしたときに排水される管、この管が男女ございますので、それぞれの管のスケール除去となりますので、ご理解をお願いいたします。

○13 番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（千葉 隆君） 黒島さん。

○13 番（黒島竹満君） それとですね、今、動力、これ動力っていうのはキロ数で契約してるはずですよ。これちょっと資料あとで請求したいと思いますので、よろしく願いいたします。資料出してください。動力のキロ数の契約。

それと今、内風呂と外風呂があるんですが、2回で今までやってきたものが、先ほどから言っていますが、6回になるかについても、そんなに極端な詰まり方はしないのでなかろうかと思うんですよ。その辺はやってみないとわからないということですから、そうい

うことで。まずその電気のその辺をちょっとお知らせください。

それともう一点、先に戻って言われたらまたそうなんですが、3月7日に全協に出された資料の中でですね、覚書っていうのが出てきました。この覚書の中で17年3月31日に覚書が交わされたレクリエーションセンターを乙に有償によって対応することとし、使用料を甲に支払うものとするとする。その中のですね、②の部分に使用料の根拠は割賦販売の年賦金として、年賦金の完了後に乙に渡すということですね、覚書が出てきたわけですね。この部分を町長はどのように判断しているのか。今までですね、1年もかけていろんな議論をされてきました。この部分については割賦販売なのか貸付なのかという部分が大きな問題になっていたと思うんですよ。この1年間いろんなかたちでやってきたと思うんです。ここの部分を町長は割賦販売として売っているのか、それとも貸付なのかと、それとこの部分をひらたさんと協議した結果、ひらたさんのほうも、どういう話をしてきたのか教えてください。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 役務費の中のスケール除去の手数料の関係ですが、階数は6回がちょっと異常じゃないかといったご質問ですが、これについては業者の方に依頼してですね、スケール除去お願いしていると。ただこの状況は年々スケールが段々付着して管が閉塞してきている状況にあると。それで業者の対応でも、スケールがなかなか除去できないような状況になってきているということから、応急的な対応になるんですが、このスケール除去の回数を増やすことによって、排水をですね、逆流を防ぐと、こういったお話を業者のほうから状況としていただいておりますし、写真でも状況報告をいただいておりますので、そういったものを確認しながら担当課としては6回の予算計上と、見込みということで計上させていただいたところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この割賦販売と賃貸ということで、私はですね、町の顧問弁護士の判断、賃貸ということで考えています。それと相手方と私は直接ですね、話し合ったということではありませんので、あくまでも担当者との話し合いで今まで来たということでご理解をいただきたいと思います。

○13番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（千葉 隆君） 黒島さん。

○13番（黒島竹満君） 結局ですね、この平成17年のときにですね、割賦販売という目的というのは、町が今まで維持してきたけれども、どうしても財政的にゆるくないということでですね、民間民営に渡すということで、やったはずだって話を聞いているんですね。そのときに決めたという覚書ということでですね、私は聞いている範囲では、OBの方やまた議会のOBの人達から話を聞くと、そのときに売買で契約をしたという話をはっきり

聞いているんですね。だからなぜそのときにですね、割賦販売となっているものが賃貸になったのかという部分で、その辺で相当揉めた経緯があるという話を聞いているんです。だからそういった部分を踏まえて、私は聞いている範囲であればやっぱり当時の町の、あまりにも年間かかる経費がかかりすぎることです、民営化したということだというふうに思っているわけです。

それを最初は去年の1月2月頃の総務常任委員会の説明では、最初は割賦販売という話で説明のスタートしているわけですよ。それによって町で補助金を出して解体をしたり建物を建てたり浄水等を直すということですから、総金額で6億くらいの予算がかかるということですから、今までいろんな討論をされてきたわけですよ。そしてそれが駄目になって、そしたら今度は貸付という部分です、貸付している以上は建物を修理しなければならないということで、その修理をするために延長をしなければならないという話でなっているわけですよ。どうしてもやっぱりその辺が、いつになったらその貸付から売買って、譲渡するわけだから、結局、貸している建物を最後にくれるんだよという話はある得ないと思うんですね。だからそういう部分からいくと、非常にやっぱり不可解でなかるうかと思うんですよ。その辺の考え方っていうのは変わらないんですか。その辺を町長。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 町としてですね、やっぱり当時の契約等々ですね、顧問弁護士と相談しながらですね、やはりその割賦販売という、そういう文言もありますが、顧問弁護士の判断をやっぱり賃貸ということでもありますので、あくまでもですね、それは賃貸のものということで、町としては考え方は変わらないと。さらにこの平成23年にですね、小牧荘を中止したということですので、レクリエーションセンターもありますが、水と温泉はそのときからやはり民間に、今の相手方になんとかというのはありますが、あくまでも契約書に則りながら、顧問弁護士に相談しながら慎重に進めてきたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 先ほどの役務費の手数料なんですけれども、譲渡したあとはどういふふうになるのでしょうか。それから水道温泉料の、雑入のほうの水道温泉料も先ほど更新したときまでは同じ金額ですよって説明があつたんですが、譲渡後は、そこはこの金額でいくんでしょうか。その二点をお願いします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 一点目の役務費の排水汚泥処理手数料の関係であります、こちらを相手方に譲渡しますと、その設備関係も、排水関係も施設と一体となったものでありますので、譲渡したあとは町は、これの処理手数料は支出しないという扱

になります。

それから水道と温泉の使用料の関係でありますけれども、この設備に関しては相当ですね、老朽化が進んでおりまして、当初よりも状況が悪化している状況でございます。水に関しても処理能力が低下していて湧水する状況があると。昨年の7月も貯水タンクの中に水が溜まらなくて、消防車両にお願いして水を供給したといった状況に今現在もありますので、現状としては不安定な水の供給の状況にあると。それから温泉に関しても先ほども排水の部分でスケールのお話をさせていただきましたが、温泉を施設に送るほうの管もスケールが付着しているという、同様の状況になってございます。そういったことで温泉の送る量が段々狭くなって時間がかかるようになってきているって状況、それから温泉の温度に関しても不安定な状況が続いているってことになってございます。水も温泉もそういった不安定な供給になっている中でですね、現在の施設の使用に関してですが、使用料の改定の部分を議員ご質問されていると思いますが、そこについては今、施設のこういった状況にあることだとか、いろいろ踏まえながら慎重に検討して判断していかなければならないという状況にあるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 水に関しては、これからも町が持ちますよね。それ今おっしゃったように湧水していくとかお湯の量が少ないとかおっしゃっていましたが、それをもし今後、新しく変えるっていうか、改修した場合に、当然ですが賃料は値上げするんですよね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） この浄水設備と温泉設備に関しては、計画的にですね、老朽化している箇所の部分改修的な感じになるんですが、当初は全面改修を計画しておりましたが、それが金額等の問題でなかなか前に進めなかったと。中止となったという状況からすれば、部分的改修を重ねていくことになってくると思います。相当、急務でやっっていかなきゃないところがあったら6年度も発生する可能性があると思いますが、そういった状況にあるので、そういった部分を借りに改修して状況を維持したとしてですね、水だとかあるいは温泉が安定的な供給になった状況を見てですね、判断していく必要があるのかなと、先ほどもお答えさせていただきましたが、慎重にその辺は状況を見ながら判断し、使用料の改定の必要性も含めて判断していきたいという状況です。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） うちの施設なんかと比べると月10万円で使い放題みたいなかたちで、すごいなって、こんな料金あるのかって。だけど水が出なくなって、温泉が出なくて営業できないって話をあまり聞かなかったんですが、やはりここはもうちょっと考えないといけないんじゃないかと思いますが、町長にお伺いします。平成17年の話だから、私たちがそのときのことを全然わかっていませんし、今までも予算書に毎年出てきたのに今ま

で気づかなかったことも深く反省するんですが、町の財産を今度、売り渡すことになるわけですね、無償譲渡って言い方ですが、結局は賃貸料いただいて最後は無償であげますってときに、最初にこれで売りますってお話から、分割にしてほしいって話で賃貸ってやり方をやってきて、賃貸だから持ち主が直すのは当たり前なんだと直してきて、ここにきて無償でやります。そして今まで出てきたところ直してないから、これから直しますって言って、売る予定の金額よりも改修費が高くなるようなそんな話とかね、そういうのを町の財産として考えたときに、たとえばですが、3,500 万円で売りますって言ったのに、払えないから賃貸にしてその間、賃貸だから直して、そしたら 3,500 万円で売るはずが改修費に5千万も6千万もかかったりという、そういうことが、今後、町の何かを、たとえばですよ、公民館壊します。でもみんなが残してほしいって言ったから、私が買って公民館使わせてくださいと申したときにお金払えないから分割にして、賃貸にしてと申して、10年後に随分ボロボロになったから直してくださいって申したら町長直さないですよ。

だから町民感覚から申したらそういう感じなんです。だからこのやり方を町長は引き継いじゃったんですが、自分が始めたわけではないけど引き継いじゃったけど、やはりこのやり方ってどこかできちんとルール決めないと、本当におぼこ荘で許されたじゃないか、じゃあ私も公民館買うからやっとなりかねないと思うんですね。どこかできちんとルール決めないと本当におぼこ荘で許されたじゃないか、じゃあ私も公民館買うからやっとなりかねないと思うんですね、どこかできちんとルール決めないとこれはずるずると、歴史的経緯ということでは納得できないんですね、町長としてはその辺、どうお考えですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 私もですね、赤井さんと同じ考えです。やはり払えないから分割したって私も理解できませんし、当時のことはちょっと計り知れません。ただあくまでも売るってことはですね、分割で払うっていうのはあくまでも名義を変えて、分割でもらってということがすっきりするというのが私の考え方でありまして、分割している間はまだ名義はそっちにあってというのはあまり考えられないし、修繕も、渡したものについてはすべてそこがやっていくということになると思います。こういうことは、私の考えではですね、そういうことはない、あったらおかしいという、私も赤井議員さんと同じ考えですし、まだそういうものが町内にも、団体に貸しているものも含めていきますので、その辺、これから町としても、たとえばリサイクルセンターも貸して町で直していくということになる。それで予算も計上に直しています。また熊石のあわびセンターも町の建物で、町で直しながら電気代もらってやっていると申すものもありますので、これは民間でありませぬからね、あくまでも漁協だとか加工組合ですが、そういうものも、これからきちんと整理していかないと申すというのは申しています。

この今の話についても、しっかりとですね、やはり過去いろんなことあったと思いますが、これからしっかりとその辺をしながら水と全協の話でもありましたが、水と温泉につ

いては、しっかりと相手に譲っていくとか渡していくということを、関口議員さんからもありましたが、早急にやっぴいかなきゃならないと、しっかりと思っていますので、なるべく早く、議員の皆さんや町民も納得するやり方で、水と温泉も渡していきたいというですね、同じ気持ちですので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） 確認をさせてください。3月21日に全員協議会で、町の所有であることが必要で、それで更新していくって年の期限を2年から1年にするというお約束いただいたのを、今ここで机上に配付されていた中にも示されてるんですが、これはその行ったことで間違いなくて、この1年に変更するって、延長を双方と合意のうえでということによろしいですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただいまのご質問ですが、契約期間の延長の部分ですが、1年延長するということが基本。ただし契約期間内に町が実施する修繕、これが終了しないときは期間を延長して、修繕が終わるまで延長するというお示しさせていただきますが、これについては相手方とも早急に協議させていただきますして、ご了解いただひている内容になるので、ただいまの確認でよろしいということでございます。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） ではもう一つ確認なんです、泉源と水源のことに関してですが、外部に関して今後難しいだろうけれども、早い段階で譲渡していく方向で協議していくという話は伺っていましたが、それも間違いはないでしょうか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 浄水設備と温泉設備、これは温泉の泉源も含まますが、こちらについては先ほど町長からもご答弁申し上げたとおり、町の考え方としては譲渡へ向けて継続して協議をしていきたいと、この件についてもですね、相手方のほうにもお話させていただきますして、相手方としても引き続き譲渡へ向けた協議をしていくといったご意向を確認させていただひておりますので、こちらについては間違いはないということで、ご理解をお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにござひませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 歳入のところ、雑入で入っているのが今、話になった水源と泉源ですが、先ほど倉地さんの確認で建物の延長の契約はこれからやるんだということ

たが、この水源と泉源の契約も、先日、情報公開で出てきた契約書によると3月31日までの計画になってるんです。その契約の仕方とか一切協議されて、僕たち議会とは協議されていない中で1年分の予算を計上するというのは、まだ説明というか矛盾があるんじゃないかと思いますが、その辺の説明をお願いします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 説明は確かにできてなかったということでございますが、まずはこのレクリエーションセンターと、水とお湯を供給する施設、設備に関してはセットというような考え方でこれまでもずっときておりますので、現在もその延長するということでありますので、それに合わせて水と温泉を供給をしていく必要があるということからすれば、同時にこの契約も更新していくと、こういった考え方になります。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 金額を変えないという前提ですのでお聞きしますが、赤井さんのほうから定額使い放題という言葉が出ましたが、それに伴って、累積していると思われる赤字というんですか、この施設から入る収入と、修繕等で支出している差額というのは、ここまでどれくらいになっているという認識ですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただいまのご質問ですが、今回、補正予算でお示ししている歳出の合計額ですが、ここの観光開発費の部分になりますが、1,128万8千円になります。それでこれから、ただいまお話があった町営温泉の雑入ですね、122万7千円を引きますと、大体1千万円が歳出と歳入のバランスが取れていない状況にあるということに、単純に計算したらこういった状況になりますが、これについてどのようにするかという部分に関しては、たとえば水道等の部分と、またちょっとこの施設は違うのかなと、町がやってきた施設の中で、こういった管理の仕方をしてきているという状況にあれば、その部分に関しては、これをすべて改修するといった料金設定は相当厳しい金額になるのかなと想定される場所ですので、その部分については先ほども申し上げたとおり、施設の状況等も勘案しながら、こちらについては慎重に協議していく必要があるのかなという状況でございます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 平成17年から続いている契約で、修繕ですから最初から1千万円の差額があると思いませんが、この間、約1千万円の赤字をずっと料金を改定しないでいたと。そしてこれから譲渡へ向けて協議するという中でも、料金改定は、老朽化ということ念頭にしたら、考えないで進むというのであれば、ますます、これまでも放置してきた町側のマイナスを温存していくってことになると思うんですが、その辺について、施設

も修繕するという事で1年延長していますよね。それが1年延長するんだと。その中で修理が終わり次第、終わらない場合は延長も含めてというかたちで。それで水源が渡す、泉源も渡すっていうのが本丸だという町長の答弁があった中で、いずれも後ろのほうにズルズルいくという危惧が、議会の中で多数派を占めているわけです。だからこの本会議場でその懸念をもう少し払しょくできる、しっかり町民の財産を、町民の財産というのはすべての町のほうの、それをこれ以上マイナスが膨らまないかたちで処理するうえでの短期決戦というんですか、それへの姿勢をもう少し見せてもらわないと、この案件に関してなかなか賛成しづらい空気があると思うんです。もう少し今までの答弁を聞く限りでは、そこへ前回、否決されたわけですから、可決にいくだけのまだ材料の答弁がもらえてないと思うわけで、是非もう少し整理して、議場にいる議員に伝わるような答弁をお願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） このレクリエーションセンター、泉源と水の問題はちょっと分けないとないんですが、これは早急に水も温泉も、やはり早めに譲渡するという事を、全員協議会の中でも話しましたが、そのとおりであります。それで直す直さないも含めて協議しながら、このままってことはですね、やはり三澤議員さんがおっしゃっているとおり、毎年1千万円くらいかかっていくということでもありますので、その辺含めて、早めに話し合いしながら、しっかり私も、今まで直接相手方と私、話し合いしたことありませんので、私も行って話し合いしながら、本当になるべく早めに譲渡するってことはやっていきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○5番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○5番（関口正博君） すみません、今の議員の皆様方が質問した中で確認させていただきたいことなんですが、まず横田議員が質問いたしました排水汚泥処理手数料に関しては、話しを聞いて納得いたしました。先日21日に配っていただいた修繕把握箇所一覧の中にもこの浴槽オーバーフロー管の交換という項目が出てくるんですね。もしこれが、このあとの延長というものが認められて修繕というものが可能になった場合には、この部分は重複する部分になると思うんですが、そこら辺の把握は課としてもしておられるってことでよろしいですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、関口議員のご質問の、お配りした資料の浴槽のオーバーフロー管の交換と今のスケール除去の関係ですが、当然、把握はしてございます。それで全員協議会の際にもご報告させていただいたんですが、こういった状況にある中で、今後、修繕を予定していますので、ここの部分についてはちょっと様子を見ましょと。そういったことをすることによって、相手方に損害を与えると、こういった状況にな

らないように、状況を見ながらですね、スケール除去に関しては実施をしていきたいなど。こういった考え方でございます。

またさらに、この修繕に関しては先ほどもご質問のあったとおり、できるだけ早めに早く修繕を完了させたいというので、ここの施設を譲渡するということは町としても取り組んでいきたいと思っておりますので、それが早めですね、修繕が完了したら、こういったスケール除去の回数も6回まで増やさなくてもいいという状況にございますが、これはあくまでも状況によって判断されていくことと思っておりますので、そこについては、ただ今申し上げたとおりということでご理解をお願いいたします。

○5番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○5番（関口正博君） あと赤井さん三澤さんが申し上げておりました、やっぱり温泉分湯使用料、水道使用料。水道使用料は必要なもので、生きていくために必要なものであるもので、以前、大久保議員がおっしゃったように。

ただ、この温泉分湯使用料に関しては、町長からも担当課長からも何度か譲渡へ向けたお話をしていく、改めてそのような言葉をいただいたので、何とか我々も様々なことを勉強しながらまた1年間、このことについては議論していこうと、ここは三澤さんがおっしゃるように本丸ですので、この相手方のおぼこ荘って源泉かけ流しということで、それがまたこの温泉の売りの一つでもある。でも一方で源泉かけ流しであることによって、相当のお湯の量、お湯の量を使うってことは当然、電気料も跳ね上がってきますし、施設の損傷も多くなってくるんですね。今そして、先ほどのやり取りの中で例年1千万円から1,500万円をかけながら、しかしながら分湯料は年間で6万3,600円という、あまりにもアンバランスなあり方というのは、やっぱりしっかりと、相手方にとっては相当有利なものであることには間違いなくて、これを譲渡していくというのが、ここを見ただけでも相当大変なことだろうなってことは、これはもうわかることなんです。

先ほど担当課からもこの料金を上げられない理由もお伺いしましたし、そこら辺はすごく納得するんですが、ただし、やはりこの問題を解決するにあたっては、この分湯料という部分のしっかりとした精査というものは僕は必要だと思うんです。これだけ町が負担して有利なものを使っていたいたんです。それで僕、計算してみたんですよ。今いろいろな問題があって、当然、老朽化もあって、しっかりとした湯量が確保できていない、水量も。ただ額面どおりに、ちょっと資料を調べさせていただきましたが3号井、5号井合わせて大体毎分300リッターずつの温泉が供給できる状態になっているんですよ。これが1時間でいったら18t、二つ合わせて36t、1日でいったら3号井432t、5号井でいったら432t、これ月でいったら2万6千t、これ相当、大きい数字なんです。かけ流しだからこういう数字になっていくんでしょうけれども。同様にあまり比べることをしたくない。この問題においてひらたない泉源という、対照としてよく出てきましたが、僕はあまりそういう、当然、町長がおっしゃるように、これ目的が違ったりもしますので、あまり比べたくないんですが、ここにひらたない泉源の営業用の使用料が、これ町のホームペー

ジから取れるんですが、これが1日供給量10tにつき1か月1万1,300円、これ要は一月、300tで1万1,300円という料金設定になってるんです。これ当てはめると、ちょっとまたおかしな話になるんですが、とんでもない、ひらたない泉源の価格をおぼこ荘のほうの、この泉源の使用料に当てはめると、1千万円単位の料金体系になる。徴収しないとならないことになるんですよ。もちろんそんなことはできないですし、ただ比較対象としてもある以上、このことは町民の方からも突っ込まれた場合に、これ町のホームページから引張れる資料ですから、おぼこ荘の使用料も当然ですね、1日何百リッターかは調べたら、いくらでも出てくる話で、要はこんなことをもし町民からもおかしんじゃないかって言われたときに。説明のしようがない。

ですからあまりにも差がありすぎる価格というものは、やっぱりしっかりと町としても把握して、適正なものはどこであるかというものは探る必要があるのかなというふうにも思いますけれども、交渉していくにあたってこのことというものも、しっかりと交渉材料の中に入れてほしいんですね。これだけ有利なものを使っている、町はこれだけ負担している。当然、相手方も把握しているんでしょうけれども、この分湯料に関して、もし譲渡が叶わなかった場合は我々想定するんです。いくらいいこと言っても、1年でも願いますと言っても、相手方がこれだけ有利に使っていたものをなかなか、はいわかりましたっていかないことも想定しているので、そうなった場合に分湯料、このようなかたちに提案させていただきますが、どうでしょうか、実はほかにもこういう温泉の事例があって、こういう料金でいただいているんですよ。これもまた町がこれから非常に大変な交渉に臨む中で必要なところかと思いますが、その辺をどうお考えですか、分湯料に関して。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 非常に難しい問題なのかなと思います。この分湯料に関しては八雲地域のほうでは、今のこの鉛川観光施設の泉源がありますし、熊石地域ではひらたない泉源がございまして、それぞれ管理には相当なお金がかかっている状況にあります。先ほど鉛川観光の部分に関して単純計算で申しましたが、熊石地域のひらたない泉源に関して相当な金額、赤字黒字の話をするとう町が負担しているほうが多いという状況にありますので、ただいま関口議員があつたご質問の状況を踏まえるのであれば、やはりどちらかの料金に合わせるということではなくて、抜本的に料金の積算を見直す必要があるかどうかを相当慎重にこれは検討して判断していかないとないのかなと思っております。ですので、今、町長から先ほども申しました譲渡へ向けて協議していく中で、そういった条件が、なかなかハードルが高くなると、その譲渡へ向けた協議も難航していくのかなといったことも一方ではありますので、その辺も含めて慎重に町の内部でも検討していく必要があるのかなと思います。

○5番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○5番（関口正博君） 施設のほうにおいても今はその話がなくなりましたが、当時から1.9倍だって、平成20年から令和2年で。だとするならば、この分湯料もしっかりと途中検討されるべきで、当時は担当課の資料を見ると、担当課長は様々なものを考慮してこういう値段にしましたってことも示されていますが、だとするならばしっかりとこの部分に関しても、今までしてこなかったというところがまず1番の大きな問題なんでしょうけども、こういう機会ですから、その辺に関してもしっかりと、難しいのはもちろんわかっていますが、こういう側面からも、しっかりと交渉するにあたって、カードって言い方はおかしいかもしれませんが、しっかりと精査したうえで交渉していただきたいというふうに思います。

あと先ほど倉地さんの質問で、前回の21日の全員協議会の中で、1年間の延長を受け入れていただいた。さらには今お話した温泉に関して、しっかりと譲渡へ向けたお話し合いもして行って言葉も、この議場の中でいただいた。僕はそれはすごく重く受け止めています。今一度ですよ、今までこの議論というものを1年積み重ねてきて、我々も好き勝手なことを申し上げてきたことはありますし、もちろんそれはいろいろな資料を調べたうえでの言葉であるということもそうなんですけども、いろいろな町の今までのあり方だっけものを、先ほど黒島副議長もおっしゃっていましたが、いろいろな疑義がある中で、疑義がある中でもなんとかですね、この問題を解決したいという思いの中で、飲み込んでくる部分も多々あるんです。ですからここで契約1年延長すると。契約に関しても相当な疑義があるので。だから今一度、僕らに関しては信用しようと思ってるんだけど、ただこれがね、なにかこの議論していく中で、またお互いの信頼関係というのが崩れるようなことがあった場合に、なんとかですね、この譲渡というものをうまく、温泉も含めてなるように1年間議論していくつもりですが、今一度、ごめんなさい、くどいようですが町長にお伺いさせていただきます。

建物の1年延長というものは、そんなに難しいハードルではないのかなと思っています。この温泉に関して、しっかりと1年間、今、議員の皆様方がおっしゃったことも含めて、なんとか町長の思いをもって八雲町のために解決する。もちろんおぼこ荘さんも、これからもずっと長いこと町の貴重な観光施設として継続していくことも含めて、非常に難しいことだと思いますが、改めてこの温泉外部施設に関しての譲渡っていうものも、しっかりと町長自身が交渉にあたって、若しくは副町長、担当課の課長も一生懸命やってこられたんだけど、やはり最後はここは町長と副町長の力でなんとかしないとかならないと思うんですけども、そういう問題だと思いますが改めてその思いをお伝えいただければと思いますが、申し訳ないですがお願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 関口議員ですね、私もそう思っています。水の使用料も分湯料も、本当に当時の決め方とか金額についても私たちもほかのほうを調べないで、今まで流れてきたということは反省をしています。これについてもしっかりと周りを見ながら、いろん

なことを検討して、相手方と、年度変わったときから私も出向いて交渉しようと思っていますし、その件も相手方に伝えていきますので、私もですね、しっかりと張りながら、この水と温泉の譲渡へ向けて進めるってことで、今日この議会の中でお約束いたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○3番（横田喜世志君） 動議。

○議長（千葉 隆君） ただいま横田君から動議が提出されましたが、なんの動議か。

○3番（横田喜世志君） 休憩を取っていただきたい。

○議長（千葉 隆君） 休憩の動議。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 横田君、もう一回。休憩の動議は議長が休憩と認める場合のみ休憩しますので、動議の必要性が認められないと。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） だから目的。議事進行のためなんだけれども、議事進行の何を目的として休憩したいというんですか。議事進行するのに休憩を取ったら進行できないでしょ。だから休憩をするために。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） だからそれは質疑を終結したあとに討論がありますので、討論の中で、討論する手続きに入ります。質疑が終わったあとに討論があるので、討論はその中で討論させていただきますので、ご理解願います。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論じゃなくて協議。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午後 0時02分

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

横田君から動議が提出されましたが、休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（三澤公雄君） 休憩中に議会運営委員会を開きまして、横田議員のほうから、休憩中に議員間で協議したいという提案でしたが、議運で話し合った結果、各々の議員が採決の前に表明する討論の中で、しっかりと自分の賛成反対の理由を説明するチャンスがありますので、そこで各々表明したい議員はするということで議運は終了いたし

ました。各位よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 議会運営委員長から報告を受けましたので、これより議案第2号について討論を行います。討論はございませんか。

（「討論あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 議案第2号、令和6年度八雲町一般会計補第2号に反対する討論を行います。鉛川観光施設は平成17年に町営を取りやめ、民間に管理を委託しました。当時は基金がいつ底を突くかわからない、備荒資金にも手を付けなければならないといわれていた行革中心の時代でありました。それから民間事業者と役場とは度々契約を交わし、中身も変化してきましたが、いずれは無償譲渡するという大前提がありました。その期限が3月31日と間近に迫っているわけであります。

今日、提出された補正予算案は15日に議会が否決した予算案1号と全く同じものです。役場側と事業者は契約延長を望んでおり、それを前提とした予算案となっているわけです。町行政は一旦立ち止まり、3月31日に契約が切れる中身を履行するべきだと思っていますので、私はこの予算案に反対いたします。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします

○議長（千葉 隆君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4番（大久保建一君） 当初、この問題が提案説明されたときは、温泉、泉源並びに水道施設は全面改築のもと、入浴施設においても全て新しくして譲渡すると、そういう大盤振る舞いの説明でした。しかしそこは議員の皆様方が町民の声を聴き、それはおかしいんじゃないかと指摘し、令和3年3月13日までの、それまで指摘のあった、申し出のあった補修に留めると、修繕に留めるとなりました。泉源と水道施設においても全面改築はなされないまま、今はなされていません。またそれに向けて譲渡の交渉を町長は続けていくと、今この本会議場で明言しました。

なので、もうこれは譲渡して進めていくことが妥当だと思います。並びに今、期限を迎える賃貸契約がこのまま切れてしまうのは町として、行政機関として大変好ましくない状態になると思います。賃貸契約を延長して、それで最小限の修繕をして譲渡する。それが正規の自治体のかたちだと思いますので、これは賛成するべきだと思います。皆様の賛同をお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 議案第2号、一般会計補正予算2号に反対の立場で討論いたします。

一般会計補正予算第2号、これは否決された第1号と何も変わらない内容で出されています。否決されたのは何が問題だったか解決されていません。この1年以上にわたって議論された令和6年3月31日で賃貸契約が終了となる目前でも賃貸を継続し、修繕を行おうとしています。

平成27年から要求されてきた修繕に対応することが妥当なものなのかもわからないまま、修繕を議会が認めたことを理由としています。

修繕するには町の所有物でなければならないといいますが、貸付期間満了時に、残存価格の支払いを受けなければ所有権の譲渡にはなりません。逆に言えば修繕が済むまで残存価格の支払いを受けなければ、町の所有物であるため、修繕ができることになり、賃貸契約を継続する必要はないと思います。

なお、水道、温泉使用料も建物賃貸契約と同じように、中身がわからない点があり、その点でも不可解と言わざるを得ません。このことから私はこの予算に反対いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（千葉 隆君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） 議案第2号、令和6年度八雲町一般会計補正予算に賛成の立場として討論させていただきます。

鉛川レクリエーションセンター修繕をめぐっては、多くの課題があり、多くの協議を経て、今日に立っています。以前の契約満了日であった、令和3年3月31日に譲渡する条件をもって引き渡すための修繕の義務を町は怠ってきたという責任があるため、修繕は必要であり、契約期間の延長をもって、町所有の施設である中、令和3年4月1日以降の修繕は行わないとの約束も双方合意のことであることから、これ以上議論することよりも、修繕を優先し、1日でも早く良好な営業ができる方向に向かっていくことが必要と判断します。

ただし、無償譲渡に関しては、さらなる議論が必要であると思いますので、今後の相手先との交渉に注視していきたいと考えます。

以上、私の賛成意見とします。議員各位の皆様のご賛同、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 反対の立場で討論させていただきます。

1年間延長して修繕するというのは本当に早急にやってほしいというのがあります。ただ泉源と水に関しては、積極的に譲るように頑張りますって町長おっしゃって下さったん

ですが、相手のあることです。万が一それを受けない場合、町としてどう対応するかとか、そういうことを前回の、今日ではありませんが、全協で質問されたときも、何も考えてない感じだったんですね。今までのやり方も、変更があっても議会に報告しないとか、議会に報告しなくていい方法を模索してやってきたんじゃないかと思われることもあって、私はそここのところをもうちょっと、万が一、譲渡受けない場合、泉源と水とお湯の譲渡を受けない場合にどうするかということをしかりと考えて、そこを皆さんに提示していただけないと、これはこのまま私は賛同することができないと思っています。皆さんもよろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

次に原案に反対の方の発言を許します。

ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（千葉 隆君） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（千葉 隆君） 日程第5、議案第3号 令和6年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議案第3号、令和6年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

議案書10ページをお開き願います。

このたびの補正は歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、保健事業勘定歳入歳出予算の総額に、それぞれ243万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億696万9千円にしようとするものであり、介護報酬改定等に対応するためのシステム改修費の追加の補正であります。

それでは事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書14ページの下段であります。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費243万1千円の追加は、令和6年度の介護報酬改定及び介護保険制度の改正等に対応するためのシステム改修費として、12節、委託料に243万1千円を追加しようとするものであります。

以上、保険事業勘定の補正する歳出の合計は243万1千円の追加であります。

続いて、これに対応する歳入についてご説明いたします。

同じページの上段をご覧ください。

4款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、事業費補助金 121万5千円の追加は、介護保険システムの改修に係る国の補助金で、事業費の2分の1相当額の計上であります。

8款、繰入金、1項、一般会計繰入金、5目、その他一般会計繰入金、121万6千円の追加は、介護保険システムの改修に係る町の負担分について一般会計から繰入れしようとするものであります。

以上、保険事業勘定の補正する歳入の合計は歳出と同額の 243万1千円の追加であります。

以上で、議案第3号、令和6年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第1号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより、ただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（千葉 隆君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。よって、令和6年第2回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 0時19分〕